

1. 必要性

京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定）において、京都議定書の約束達成に向けて国内対策に最大限努力してもなお生ずる差分（1.6%）に対応するため、京都メカニズムを活用してクレジットを取得することとし、必要な措置を速やかに講ずることとしている。

このため、政府は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に、京都議定書目標達成計画に沿って政府のクレジット取得を行わせることとした。

具体的には、以下の法律案・予算案を平成18年通常国会に提出した。（詳細は別紙参照）

地球温暖化対策推進法の改正

京都議定書目標達成計画に京都メカニズムの活用に関する基本方針を位置付ける

NEDO法・石特法の改正

NEDOの業務としてクレジット取得を追加するとともに、石特会計からも必要な費用の一部を歳出するための根拠を規定する

平成18年度政府予算

クレジット取得委託費を計上する

法律案及び予算案の可決・成立を受け、京都議定書目標達成計画を改定して政府のクレジット取得に関する方針を規定することとし、その案について、パブリックコメントを通じて、広く国民の方々の意見を聞くこととした。

2. 京都議定書目標達成計画に新たに規定する政府のクレジット取得方針

京都議定書目標達成計画を改定し、以下のような方針を規定する。

(1) 政府がクレジットを取得する際に踏まえる観点

リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること
地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図ること

(2) 政府のクレジット取得における基本方針

CDM・J I・G I Sプロジェクトによるクレジットの取得に最大限努力する。

クレジット取得におけるリスクの厳正な評価・管理を行うことに加え、取得に係る国、相手方の分散に努めるなどリスクの低減を図ることや、原則公募を行う。

国際ルール等を踏まえ、クレジットを生成するプロジェクトに係る環境に与える影響及び地域住民に対する配慮を徹底する。

政府は、クレジットの取得に当たってN E D Oを活用する。

(3) 留意事項

政府のクレジット取得は、京都メカニズムに積極的に取り組む我が国民間事業者等の海外展開や我が国の優れた技術の国際的な普及に資するものである。

京都メカニズムの活用のための所要の法律・予算

<地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案>

(平成18年5月31日国会にて可決・成立)

(1) 概要

京都議定書目標達成計画に、京都メカニズムの活用のために必要な措置に関する基本方針を位置付けること

クレジットの取得・保有・移転のための割当量口座簿を法定化すること

(2) 施行日

京都議定書目標達成計画への京メカ活用を位置付ける条文については公布日。
割当量口座簿の法定化に関する条文については1年以内で政令で定める日。

<独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律>

(平成18年4月28日公布)

(1) 概要

NEDOの業務として京都メカニズムを活用したクレジットの取得等を追加すること(主務大臣は経済産業大臣・環境大臣)

国の債務負担について、負担期間の年限を8年以内とする特例を設けること

クレジット取得に必要な費用の一部を石特会計から歳出するための根拠を規定すること

(2) 施行日

公布の日から3月以内で政令で定める日(平成18年6月下旬～7月中に施行する方向で調整中)

<平成18年度政府予算>

(平成18年3月、国会で可決・成立)

クレジット取得委託費 計54億円(国庫債務負担行為限度額 122億円)

・一般会計 8億円(経済産業省4億円、環境省4億円)

・石特会計 46億円(経済産業省24億円、環境省22億円)

(注) 取得委託費54億円は国庫債務負担行為限度額122億円の内数